

## 「消防団協力事業所表示制度」総務省消防庁表示証交付要綱細則

## 第1 目的

総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱(以下「総務省消防庁要綱」という。)第13条に基づき、消防庁長官が行う総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付に係る必要な事務は、この要綱細則の定めるところによる。

## 第2 具体的な認定基準(第4条関係)

消防庁長官が特に消防団活動に協力している実績が顕著な事業所等と認める基準は、当該事業所等が次に掲げる要件のすべてに適合していることとする。

- 1 市町村消防団協力事業所の認定を受けていること。
- 2 事業所等に次に定める人数の消防団員がいること。
  - ア 従業員が50人以下である場合 団員数 $\geq$ 5
  - イ 従業員が51人以上60人以下である場合 団員数 $\geq$ 6
  - ウ 従業員が61人以上70人以下である場合 団員数 $\geq$ 7
  - エ 従業員が71人以上80人以下である場合 団員数 $\geq$ 8
  - オ 従業員が81人以上90人以下である場合 団員数 $\geq$ 9
  - カ 従業員が91人以上100人以下である場合 団員数 $\geq$ 10
  - キ 従業員が101人以上である場合 団員数 $\geq$  (従業員数 $-100$ )  $\div$  40 + 10 (小数点以下切上げ)
- 3 消防関係法令上の違反がないこと。
- 4 消防団活動への配慮等に関して内規・社是に定める等により全国の模範となる団員確保に関する協力を行っていること、又は消防団活動に協力することにより地域の防災力の充実強化に寄与していること。

## 第3 時期(第5条関係)

総務省消防庁表示証の交付は、随時に行うこととする。

## 第4 交付日(第5条関係)

原則として、交付日は、交付式の日と同一日とする。

## 第5 表示証等の交付(第5条関係)

総務省消防庁消防団協力事業所の認定を受けた事業所等に対して、表示証に添えて表示証交付書を交付するものとする。

## 第6 認定の更新(第8条関係)

消防庁長官は、認定更新調書により、第2に定める基準への適合状況及び表示の継続意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

ただし、消防庁長官は、第2の2のアからキまでに定める基準を満たさない場合にあっても、他の基準を満たしており、消防団活動に積極的に協力していると認められるときには、1回に限り認定を更新できるものとする。

## 附 則

この要綱細則は、平成24年2月1日から施行する。

第 号

# 表示証交付書

殿

貴事業所は、総務省消防庁消防団協力事業所表示制度に定める消防団協力事業所の認定基準に適合していると認めます。

よって、表示証を交付します。

記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 有効期限 年 月まで

年 月

消防庁長官

## 総務省消防庁消防団協力事業所に関する認定更新調書

平成 年 月 日現在

ふりがな 事業所等名			
所在地	〒		
代表者名	職名	ふりがな 氏名	
事業概要	従業員数	職種 (該当するものに○印)	
	名	製造業 ・ 小売業 ・ 金融・保険業 ・ 不動産 サービス業 ・ 建設業 ・ 商社 その他 (業種名: )	
消防団協力事業 所表示証の交付 記録について	平成〇〇年〇月〇〇日	●●●市消防団協力事業所表示証交付	
	平成●●年●月●●日	総務省消防庁消防団協力事業所表示証交付	
消防関係法令上 の違反について	違反なし		違反あり
総務省消防庁消 防団協力事業所 表示証の再認定 希望について	該当に○印	表示証の再認定と表示の継続意思について	
		表示の再認定を希望し、継続意思あり	
		表示の再認定を希望せず、継続意思なし	
勤務している 消防団員数	名 (		消防団所属)
	初回の交付認定時と比べた消防団員数		名 増・減
勤務している消 防団員の勤務中 における消防団 活動実績	延べ活動回数	延べ活動時間	延べ参加人員

※ 消防団活動実績については、本功績調書を送付した年度の前年度中に行った活動内容別の実績の合計を記入すること。

項目	該当に○印	取 組 内 容
1		従業員等が消防団員として、相当数入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		事業所に機能別分団等を設置している。
5		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。
<p>具体的な協力内容</p> <p>注) 上の欄の項目に○をした取り組み内容を具体的に記入してください。</p>		
<p>その他特記事項</p>		

※ 就業規則等で消防団活動時における勤務者の処遇を規定している場合は、当該規則等を添付すること。